

平成 24 年第 18 回教育委員会定例会記録

平成 24 年 11 月 14 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 24 年 11 月 14 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 2 時 28 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校担当 教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 学務課長 日暮 修通
特別支援教育課長 末久 秀子 学校支援課長 青木 則昭
学校整備課長 喜多川 和美 生涯学習推進課長 濱 美奈子
スポーツ振興課長 高橋 光明 済美教育センター所長 田中 稔
済美教育センター統括指導主事 飯塚 善行 済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎
特命事項担当副参事 (子供園担当課長) 正田 智枝子 特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 寺井 茂樹
事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第 81 号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第 82 号 「平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価（平成 23 年度分）」について

議案第 83 号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の再指定について

(報告事項)

(1) 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について

(2) 学校運営協議会委員の任命について

(3) 杉並区職員措置請求（上井草スポーツセンターの指定管理料支払いに関する
住民監査請求）監査結果について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第 81 号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する 規則	4
議案第 82 号 「平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価（平成 23 年度分）」について	4
議案第 83 号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の再指定について	10
報告事項	
（ 1 ）地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について	11
（ 2 ）学校運営協議会委員の任命について	12
（ 3 ）杉並区職員措置請求（上井草スポーツセンターの指定管理料支払い に関する住民監査請求）監査結果について	12

委員長 ただいまから、平成 24 年第 18 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、對馬委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事日程はご案内のとおり、議案が 3 件、報告事項が 3 件となっております。

それでは、日程第 1、議案第 81 号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 81 号につきまして、ご説明を申し上げます。

久我山小学校及び富士見丘中学校の指定通学区域でございます。久我山 5 丁目 18 番の街区におきまして、本年 10 月 1 日付で住居表示の変更があったため、所要の規定の整備を図る必要があるものでございます。

議案の最後に添付をいたしました参考資料をご覧ください。資料上段、変更前の久我山 5 丁目 18 番の街区におきましては、久我山小学校と銀行の社宅がございましたが、この社宅が取り壊され、資料下段のように、社宅があった敷地が開発行為により、道路で分割されることになりまして、久我山 5 丁目 18 番の街区が変更され、久我山 5 丁目に 40 番から 42 番までの街区が新設されたところでございます。

改正の内容でございますが、議案にお戻りいただきまして、2 枚めくった新旧対照表をご覧ください。久我山小学校及び富士見丘中学校の指定通学区域に久我山 5 丁目 18 番に新設された 40 番から 42 番の街区を加えるものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいま、議案第 81 号のご説明がありました。これについてご質問、ご意見ございますでしょうか。

これは実態は何も変わらないそうですから、原案のとおり可決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、議案第 81 号は原案のとおり可決をいたしました。

日程第 2 議案第 82 号 「『平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状

況の点検及び評価（平成 23 年度分）』について」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第 82 号 「『平成 24 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 23 年度分）』について」ご説明申し上げます。

報告書を 3 枚おめくりいただいて、1 ページ目をご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条によりまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされてございます。

そこで、平成 24 年第 13 回教育委員会定例会で決定されました方針に基づきまして点検及び評価を実施し、この度、結果をまとめました。

実施方法でございますが、平成 23 年度は旧教育ビジョン推進計画からの移行期で、計画体系が存在しないことから、今年度策定をいたしました新しい推進計画である「教育ビジョン 2012 推進計画」の体系に準じて、7 つの目標、22 事業を対象といたしました。

学識経験者による評価は、日本女子大学の田中雅文教授、それから国立教育政策研究所の橋本昭彦総括研究官をお願いをいたしました。

次に、評価内容でございます。恐れ入りますが 19 ページをおめくりください。目標 「学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます」でございますけれども、小中学校の一貫性のある教育や就学前教育の推進によりまして、知・徳・体のバランスのとれた教育を進め、義務教育修了時点での学習習熟度や体力度は、年々向上しているところでございます。

今後は、学力調査や体力調査結果等、さらに授業改善を進めることとともに、各学校の特色を生かしつつ、子供たちや地域の実態に応じた教育課題の研究が推進されますよう、一層支援する必要があるとしてございます。

学識経験者からも、全般によい評価をいただいているところでございますが、幼保小連携カリキュラムの策定にあたりましては、幼稚園と保育園の性格の違いを考慮して、大綱的なものにとどめるべきであるとのご意見をいただいております。

次に、26 ページ。目標 「学校の経営力・教育力を高めます」では、区独自教員や学校司書など、様々な人材の配置や指導教授による、若手教員への巡回指導

等によりまして、学校の経営力・教育力を高めました。

課題といたしましては、教育活動の充実や教員の力量を高めるための支援に適切な人材を確保することなどを挙げてございます。

学識経験者からは、学校運営協議会の委員の協力などで、日常的な授業観察を通じて、より多くの人の目で教師の指導力を伸ばす方法を考えてもよいのではないかというようなご意見をいただいております。

次に 32 ページでございます。目標 「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」では、教育支援チームによる学校巡回相談など、特別支援教育の充実や小学校 5 年生までの 30 人程度学級の実施等によりまして、子ども達の持てる力を最大限伸ばせるよう、きめ細かな取組を行い、子ども達の学びや成長に寄与したところでございます。

今後は、「特別支援教育推進計画」の改定による特別支援教室や、情緒障害固定学級の検討、30 人程度学級の拡大などによりまして、障害の有無にかかわらず、全ての子ども達の学びや成長を支えていきます。

学識経験者からは、教育相談やスクールカウンセラーなど、専門職スタッフの研修体制の充実や、安定的に勤務できる環境整備への取組強化が望まれてございます。

次に 37 ページの目標 でございます。「家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」では、全校に設置されました学校支援本部と地域運営学校の拡充によりまして、地域の特性を生かした、地域とともにある学校づくりを着実に進めました。また、永福地域や新泉・和泉地区に設置をいたしました新しい学校づくり協議会、天沼中学校区での「地域教育推進協議会」により、学校を中心とした地域コミュニティの形成も図られてきてございます。

今後も、家庭・地域・学校の連携と協働を進めていくために、地域全体で子供を育てていく視点を持った「地域教育推進協議会」のモデル地区をさらに 1 カ所設定するなどの事業を進めてまいります。

学識経験者からは、家庭教育事業等の事業形態、テーマ、対象について、抜本的な刷新を検討する必要性について、意見をいただいております。

次に 43 ページ、目標 「学校教育環境の整備充実を図ります」では、区立小中学校の耐震化率が 100%となるとともに、全小中学校の普通教室にエアコンを設置し、安全で快適な学習環境を確保いたしました。

今後の大きな課題といたしましては、学校の老朽化対策で、教育環境の整備充実とコスト削減の両立を図る必要がございます。また、特別教室等へのエアコン設置の検討や、ICT機器を活用した授業の研究を進めてまいります。

学識経験者からは、学校施設を単に地域利用に供するのではなく、児童・生徒との交流や学びあいにつなげ、学校教育と地域住民の活動との相乗効果を生ませる工夫について、ご意見をちょうだいしてございます。

次に47ページ、目標「誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」では、図書館サービスの充実や、すぎなみ大人塾をはじめとする成人学習の支援を行うことによりまして、生涯学習の基盤づくりを進めてきました。

今後は多様な世代に向けた学習機会の充実に努めますとともに、他部署との連携をさらに進め、区民が身近なところで学び、その成果を生かすことができるようにしてまいります。

学識経験者からも、学習者自らの学習活動を地域活動、社会活動の循環的な発展に促していくことが特に重要であるとのご意見をいただいております。

次に51ページ、目標でございます。「気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり・健康づくりを進めます」では、(仮称)大宮前体育館等の体育施設の整備や、地域スポーツの推進役でございますスポーツ推進委員事業の見直しに着手するなど、サービスの担い手の充実などの取組によって、スポーツ健康増進活動を楽しめる環境づくりを進めており、仲間づくりや健康づくりに寄与することができました。

今後は「(仮称)スポーツ推進計画」を策定し、区民が生涯にわたって運動・スポーツに親しみ、仲間をつくり、健康的に過ごせるように、関連事業を効率的・効果的に推進してまいります。

学識経験者からは、地域におけるスポーツ振興は、個人的な利益にとどまらず、様々な波及効果を生む可能性を秘めた行政分野であるので、そのような投資効果を見通した上で、継続的に基盤整備を進め、「(仮称)スポーツ推進計画」にもそのような視点を入れることが肝要であるとのご意見をいただいております。

最後に、55ページの「学識経験者総括評価」でございますが、田中先生からは、学校教育や社会教育に関する積極的な取組姿勢をご評価いただいております。今後は、こうした取組が最大限の波及効果を生むための仕掛けを整備し、公的資金の投入によって、大きな効果が得られるよう、施策・事業の展開への期待

をいただいております。

橋本先生からは、制度の見事さや数量的な到達、普及度の高さに眼を奪われることなく、既存の制度を深く根づかせていくことの重要性などについて、ご指摘をいただいております。

内容については以上でございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会文教委員会で報告の後、12月に区及び教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。

説明については以上でございます。原案どおりご決定いただけますよう、お願い申し上げます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの議案第82号のご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。何かございますか。

私から1つお伺いしたいと思いますが、非常に広範にわたって評価が出ているわけですけれども、この田中、橋本両先生は「教育ビジョン2012推進計画」に対照して、ご意見をおっしゃっているのか。それとも学校名や運動施設などが出ておりますが、そういうところもお回りになって、ご意見をお述べになっているのでしょうか。

庶務課長 評価に際しましては、私ども事務局内の方で評価をせずに、事業の内容をお示ししまして、各目標ごとに評価をいただいておりますので、現場等については、特にお出かけになってございません。

委員長 わかりました。他にございますか。

田中委員 いいですか。

区の間組とか制度とか、そういう間組についてはすごく良い評価をいただいて、とてもいいことだと思うのですが、やはり、地域運営として、今、色々な学校に対しては、組織が立ち上がっています。それに対しての成果とか、問題点をそれぞれの学校の特長はもちろんあるのですけれども、地域運営学校も支援本部もそういう絡みで、今後検討していかなければならないところも出てきているような気がするのですね。

やはり、年数が経てば経つほど、良い面もあるのですけれども、弊害も出てきている部分もあるし、あと、地域の人材育成ということでも、結構難しい点もある。今後そこをどう、これからまた立ち上がる場所もきっとあるでしょうけれども、そこはやはりきちっと踏まえて考えていく必要性はあるのかなと思ってい

ます。

それから、もう一つ、特別支援の通常学級の方の介助員のことなのですから。今 13 人ですか。それが多少増えるのでしょうか、その学校への派遣ということは全然よくわかっていないのですけれども、そういう研修とか、その学校に対しての継続的なことは、どのような状態になっているのか、ちょっと知りたいのです。

委員長 学校支援課長。

学校支援課長 まず、前半の地域に開けた学校の成果、課題の検討が必要ではないかと今ご質問があったのですけれども、これにつきましても、私どもはやはり必要だろうと考えております。学校運営協議会につきましては、先日、会長会を開きまして、各会長の方からそれぞれの取組とか課題についてお示しいただきましたので、またその辺を参考にしながら、今後の課題等を検討してまいりたいと考えております。

田中委員 ありがとうございます。

特別支援教育課長 特別支援教育の通常学級への介助員の配置ということは、今年度は 16 名。昨年よりは 3 名増やしているところで、やはりご指摘のように研修体制がとても重要だということで、昨年は教員の特別支援の研修のところに参加というかたちだったのですけれども、今年はやはり、介助員は介助員独自の内容もあるだろうということで、独自の研修を実施してございます。

田中委員 そうなのですか、わかりました。お話を伺っていると、1つの学校にずっと長くかかわっている方と定期的に動いている方とか、何か自分たちでその学校を選んでいるようなところもあるみたいなので、そのところがちょっとわからなかったもので、どういう状態で学校に派遣されているのかというのが知りたかったのです。

特別支援教育課長 派遣の状況なのですから、派遣は各学校の学校長の方から要請がありまして、児童の状況に応じた年間期間の配置と、あとは期間を区切った配置とか、その部分については、ご本人の希望というよりは私どもの方から必要な学校への派遣配置という形で対応してございます。

田中委員 では、それは校長先生からの要望があれば、どこの学校にも派遣体制はあるということですか。

特別支援教育課長 そうですね。ただ、人数が限られてございますので、より有効

的な優先順位の上位の分からの配置という形でやっております。

田中委員 よろしくお願ひします。

委員長 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

對馬委員 学識経験者の先生から、日常的に授業觀察ができる体制が大事だと。たしかに非常に大事だと思うのですけれども、それが学校運営協議会の委員ができるのかということに関しては、今後の課題なのかなと。研修が必要であるとか、他にしかるべき方が必要なのか。その辺は課題だなと感じました。

庶務課長 先生も特定の協議会委員の方というよりは、例示として挙げたのだと思いますけれども、運営協議会委員の方も、極力、授業を見たいというのをおっしゃっている方も多いので、そういう意味では、委員の方に日常的に見ていただくのもなかなか良いのかなという気がします。

委員長 それではよろしゅうございますか。

特に異議がなければ、原案のとおり可決いたします。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、第 82 号の議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第 3 議案第 83 号「地域運営学校(コミュニティ・スクール)の再指定について」を上程し、審議いたします。学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長 議案第 83 号について、ご説明いたします。

杉並区立沓掛小学校及び永福小学校の地域運営学校は、平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までを指定期間としてまいりましたが、期間の満了が近づきました。それに伴い、杉並区学校運営協議会規則第 2 条に基づき、再指定するものです。

再指定期間は、沓掛小学校は平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで、永福小学校は今年度末をもって学校を閉じますので、平成 25 年 3 月 31 日までとなります。

私からのご説明は以上です。よろしくご審議ください。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

對馬委員 新しい永福小学校については、新たに学校ができた時に、また検討するというところで理解すれば。

学校支援課長 はい。この後の報告の方でご説明したいと思えますけれども、そういう予定でございます。

對馬委員 はい。

委員長 ではよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、議案第 83 号については原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、あとは報告事項の聴取です。

(1) は今の関係であります、「地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定校の内定について」を、続きまして同じく学校支援課長からのご説明で、「学校運営協議会委員の任命について」の2つをご説明いただきます。

学校支援課長 2つあわせてのご説明でよろしいですか。

委員長 はい、どうぞよろしくお願いします。

学校支援課長 それでは、私の方から「地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定校の内定について」と、「学校運営協議会委員の任命について」ご報告いたします。

まず、指定校の内定でございますけれども、来年度、新たに指定する地域運営学校が内定いたしましたので、ご報告いたします。内定校は資料をご覧くださいますと、記載の5校になります。

ここにあります「永福小学校」は、来年4月に開校する統合新校としての永福小学校です。議案第 83 号でご審議いただいた旧永福小学校とは異なるものとなります。永福南小学校と永福小学校との統合につきましては、統合協議会で精力的に議論していることは既にご案内のとおりですが、統合協議会でも、統合新校は地域運営学校とするということで確認をしております。

今後の予定でございますが、各校の公募委員の募集を広報等で行うほか、校長推薦、学識経験者等を決定し、3月の教育委員会に付議する予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 それでは、今のコミュニティ・スクールの再指定のご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

これで全部で幾つになるんですか。

学校支援課長 今現在 19 ですから、永福小学校がまたプラスにはなりますが、23

になります。

委員長 23.わかりました。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

学校支援課長 任命について、申し訳ございません

委員長 それではお願いします。

学校支援課長 「学校運営協議会の委員の任命について」、ご報告いたします。先ほどご審議いただきました議案第 83 号に基づき、再指定しました沓掛小学校及び永福小学校の委員を任命いたします。

任命期間は、沓掛小学校が平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日、永福小学校が平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までとなります。

委員の皆様は全て再任となります。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

田中委員 ちょっとすみません。もし、新しく永福小学校が今度、運営協議会を立ち上げた時には、この方達がもう一度、再任になっても、1 期目から入ることですね。

学校支援課長 期数としては、そういう形になります。

田中委員 そうですね。

委員長 この新しい永福小学校の方で、現職のところには永福南小学校の方はいないのですね。

学校支援課長 これは、現永福小学校の平成 25 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までですので、新しい永福小学校は、これからまだ公募したり、推薦したりとなります。

委員長 わかりました。これでよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これも(1)と(2)、両方ともこれで結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは次は(3)の「杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターの指定管理料支払いに関する住民監査請求)監査結果について」の説明をスポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 「杉並区職員措置請求(上井草スポーツセンターの指定管理料

支払いに関する住民監査請求) 監査結果について」ご報告いたします。

はじめに、請求人・請求の概要でございますが、請求人及び請求書の提出は、記載のとおりとなっております。

次に、措置請求の要旨でございますが、平成 21～23 年度の指定管理者(株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体)に対する指定管理料の支払いに関して、1 つ目に「募集要項や基本協定書とは異なる方法で算出され、指定管理業務に要する以上の金額が不当に支出されている」、2 つ目に「自主事業の経費が指定管理業務の経費にのせられている可能性が非常に高いと考えられることから、不当に支出された金額を返還させ、今後は厳正、明確、公正な指定管理料の支払いがなされるという求め」ということになってございます。

請求の受理につきましては、請求人が措置要求する平成 21～23 年度の指定管理料のうち、監査請求期間を徒過している部分を除く。これは不当な公金支出に対しまして、監査請求期間は地方自治法第 242 条 2 項により、正当な理由がない限り、当該財務会計行為のあった日、または終わった日から 1 年以内という期間制限を受けることから、こういうことになってございます。したがって、指定管理料の平成 23 年度第 3 四半期及び第 4 四半期に係る財務会計行為を対象とした請求に対して受理するということになってございます。

監査結果と判断でございますが、まず監査結果。平成 24 年 10 月 25 日、「本件措置請求については、請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する」という決定がなされております。

次に、裏面に参ります。監査としての判断でございますが、請求人の主張は前に述べましたように、2 点となっております。

1 点目でございますが、指定管理料の算出方法についてであります。指定管理料が募集要項や基本協定と異なる算出をして、不当な支出をしているという点ですが、指定管理料の具体的な算定は、募集要項の「会計年度ごとの委託料等は、指定管理者の事業計画書、収支予算書をもとに、教育委員会と協議し、協定で定める」ということになっていると解することが自然であるとして、指定管理料の算出方法は、指定管理業務に要する支出予定額から収入予定額を差し引いた額をもとに、事業計画書、収支予算書等を踏まえ、教育委員会と共同事業体が協議し、指定管理料をできるだけ縮減する観点から、自主事業の収支差額を反映させたも

のを指定管理料としているということ、協定に基づき支払いがなされているということ、2年目以降の指定管理料の算出は、協議の時点における自主事業の収支状況等を踏まえ、協議・精査しているということが確認できたとしてございます。

なお書きにつきましては、指定管理者制度においては、指定管理者の経営努力の成果は、指定管理者のインセンティブとして認められるものであり、自主事業の実績が計画を上回ったことにより生じる収益を指定管理料の減額に直結させないという考え方は首肯できる、納得できるというものの判断をしてございます。

したがいまして、本件指定管理料の算定及び支払いについては、募集要項や基本協定書に反した不明確なものとは言えず、違法性や不当性は認められないとなっております。

2つ目に、自主事業の経費負担でございますが、自主事業の経費が、指定管理業務の経費に乘せられている可能性が高いと考えられることから、不当に支出された金額を返還させるというものとなっております。

自主事業は教育委員会と協議の上、区民の自主的、継続的な地域スポーツ活動の推進及び健康体力の維持増進を図るための重要な業務として実施され、公益性が高いという性格を有する事業であるということが認められました。

こうした自主事業の目的・性格などを踏まえて、利用料金に相当する自主事業に係る維持管理経費を免除していることは、条例及び規則の明確な根拠に基づくものと認められているとして、その結果、自主事業に必要な維持管理経費は、指定管理者の負担から除かれるということで、指定管理業務の経費に上乘せされているという事実はないという判断がなされました。

以上のことから、上井草スポーツセンターの指定管理料に係る財務会計行為に違法・不当な点はないため、請求人の主張には理由がないということで棄却となったということでございます。

報告につきましては以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは結構でございます。どうもありがとうございました。

以上で、提示されております議案及び報告案件は全て終了いたしました。庶務課長から何か連絡事項はございますか。

庶務課長 次回の定例会の日程でございますけれども、11月28日水曜日、午後2

時を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、本日の委員会を閉じます。どうもありがとうございました。